

佐賀県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年八月二日から平成二十三年九月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区 間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二〇四号	伊万里市山代町楠久津字新田 一七七番七七地先から 伊万里市山代町楠久字前田五 六四番一地先まで	後	一四・〇 七・六	四三七・八
	伊万里市山代町楠久津字新田 一七七番七七地先から 伊万里市山代町楠久字前田五 六四番一地先まで	前	一四・〇 七・六	四四三・三